

○総務省令第三十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十六日

総務大臣 金子 恭之

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの(以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>〔1〕(9) 略</p> <p>(10) 移動体識別(設備規則第三条第十六号に規定する移動体識別をいう。第十六条第二号において同じ。)用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの</p> <p>〔一〕(二) 略</p> <p>〔11〕(13) 略</p> <p>〔三〕十一 略</p> <p>(登録の対象とする無線局)</p> <p>第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕一・一の二 略</p> <p>二 設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備(同号ただし書に該当するものを除く。)を使用する構内無線局(専ら移動体識別用で使用するものに限る。)</p> <p>〔三〕十二 略</p> <p>(無線電力伝送用構内無線局の条件)</p> <p>第三十二条の八の三 無線電力伝送(無線設備が、送信設備から発射された電波を受信することにより行う電力の伝送をいう。)用で使用する構内無線局は、混信を防止し、及び人体にばく露される電波の強度が人体に危害を及ぼすことのないよう、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならない。</p> <p>(定期検査を行わない無線局)</p> <p>第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕二十三 略</p> <p>二十四 構内無線局(空中線電力が一ワットを超えるものを除く。)</p> <p>〔二十五・二十六 略〕</p> <p>別表第五号 定期検査の実施時期(第四十一条の四関係)</p> <p>〔一〕三十 略</p> <p>三十一 構内無線局(空中線電力が一ワットを超えるものに限る。)</p> <p>三十二 略</p> <p>三十三 略</p> <p>五年</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>〔一〕三 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔1〕(9) 同上</p> <p>(10) 移動体識別(設備規則第二十四条第十五項に規定する移動体識別をいう。)用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの</p> <p>〔一〕(二) 同上</p> <p>〔11〕(13) 同上</p> <p>〔三〕十一 同上</p> <p>(登録の対象とする無線局)</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>〔一〕一・一の二 同上</p> <p>二 設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備(同号ただし書に該当するものを除く。)を使用する構内無線局</p> <p>〔三〕十二 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>(定期検査を行わない無線局)</p> <p>第四十一条の二の六 「同上」</p> <p>〔一〕二十三 同上</p> <p>二十四 構内無線局</p> <p>〔二十五・二十六 同上〕</p> <p>別表第五号 「同上」</p> <p>〔一〕三十 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>三十一 「同上」</p> <p>三十二 「同上」</p>
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(定義)

第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

「一〇五 略」

十六 「移動体識別」とは、無線設備が、応答のための装置（無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。以下同じ。）から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2 特定小電力無線局（二、四〇〇㎒以上二、四八三・五㎒以下の周波数の電波を使用するものに限る。）並びに構内無線局（二、四二五㎒を超え二、四七五㎒以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものであつて周波数ホッピング方式を用いるもの並びに二・四㎒帯及び五・七㎒帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送（施行規則第三十二条の八の三に規定する無線電力伝送をいう。以下同じ。）用のものに限る。）移動体検知センサー用の特定小電力無線局（五七㎒を超え六六㎒以下の周波数の電波を使用するものに限る。）小電力データ通信システムの無線局及び五・二㎒帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

一 特定小電力無線局（二、四〇〇㎒以上、二、四八三・五㎒以下の周波数の電波を使用するものに限る。）並びに構内無線局（二、四二五㎒を超え二、四七五㎒以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものであつて周波数ホッピング方式を用いるもの並びに二・四㎒帯及び五・七㎒帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用のものに限る。）移動体検知センサー用の特定小電力無線局（五七㎒を超え六六㎒以下の周波数の電波を使用するものであつてキャリアセンスを備え付けているものに限る。）小電力データ通信システムの無線局及び五・二㎒帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置

〔表略〕

〔一 略〕

〔3〕14 略

15 九一六・七㎒以上九二〇・九㎒以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、九二〇・五㎒以上九二三・五㎒以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七㎒以上九二三・五㎒以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(定義)

第三条 「同上」

「一〇五 同上」

〔新設〕

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 「同上」

2 特定小電力無線局（二、四〇〇㎒以上二、四八三・五㎒以下の周波数の電波を使用するものに限る。）並びに構内無線局（二、四二五㎒を超え二、四七五㎒以下の周波数の電波を使用するものであつて周波数ホッピング方式を用いるものに限る。）移動体検知センサー用の特定小電力無線局（五七㎒を超え六六㎒以下の周波数の電波を使用するものに限る。）小電力データ通信システムの無線局及び五・二㎒帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

一 特定小電力無線局（二、四〇〇㎒以上、二、四八三・五㎒以下の周波数の電波を使用するものに限る。）並びに構内無線局（二、四二五㎒を超え二、四七五㎒以下の周波数の電波を使用するものであつて周波数ホッピング方式を用いるものに限る。）移動体検知センサー用の特定小電力無線局（五七㎒を超え六六㎒以下の周波数の電波を使用するものであつてキャリアセンスを備え付けているものに限る。）小電力データ通信システムの無線局及び五・二㎒帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置

〔表同上〕

〔一 同上〕

〔3〕14 同上

15 九一六・七㎒以上九二〇・九㎒以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別（無線設備が、応答のための装置（無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハ、第四十九条の三十四第二項第八号において同じ。）から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。）用の陸上移動局、九二〇・五㎒以上九二三・五㎒以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七㎒以上九二三・五㎒以下の周波数の電波を使用する移動体識別

〔一〇三 略〕
〔16〕34 略〕

(構内無線局の無線設備)

第四十九条の九 構内無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

〔イ・ロ 略〕

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九一六・八MHz以上九二〇・八MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ハ及びヘ並びに別表第二号第8及び別表第三号24(1)において同じ。)を使用するものであること(無線電力伝送用に使用する場合にあつては、中心周波数を九一八MHz又は九一九・二MHzとする単位チャネルに限る。)。ただし、中心周波数が九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzのものにあつては、単位チャネルを一又は二以上同時に使用するものであること。

〔二〇へ 略〕

ト 応答のための装置からの電波を受信できること。ただし、専ら無線電力伝送用に使用するものについてはこの限りでない。

〔二一 略〕

三 二、四五〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの(移動体識別用のものに限る。)

〔イ〇ニ 略〕

四 二・四MHz帯の周波数の電波を使用するもの(無線電力伝送用のものに限る。)

イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができること。

ロ 送信空中線は、指向性を有するものであつて、その絶対利得が二四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二四デシベルの送信空中線に一五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンス(発射電波に近接する周波数の電波の受信を含む。次号ニにおいて同じ。)を備え付けていること。

五 七MHz帯の周波数の電波を使用するもの(無線電力伝送用のものに限る。)

イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができること。

ロ 送信空中線(ハに掲げるものを除く。)は、指向性を有するものであつて、その絶対利得が二五デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二五デシベルの送信空中線に三ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 受電装置(無線電力伝送を受ける装置がその位置を示すこと等を目的として電波を発射

用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

〔16〕34 同上〕

(構内無線局の無線設備)

第四十九条の九 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九一六・八MHz以上九二〇・八MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ハ及びヘ並びに別表第二号第8及び別表第三号24(1)において同じ。)を使用するものであること。ただし、中心周波数が九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzのものにあつては、単位チャネルを一又は二以上同時に使用するものであること。

〔二〇へ 同上〕

ト 応答のための装置からの電波を受信できること。

〔二一 同上〕

三 二、四五〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの

〔イ〇ニ 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

するための送信設備をいう。以下同じ。)の送信空中線は、その絶対利得が5デシベル以下であること。ただし、等価平方輻射電力が絶対利得5デシベルの送信空中線に〇・三二シリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

二 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けていること。ただし、電波設置についてはこの限りでない。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
[1～7 略]	[略]	[略]
8 2,450MHzを超え10,500MHz以下	[1 略]	[略]
	2 陸上局及び移動局（注20、31、34、35、36、47、57）	[略]
	[3～7 略]	[略]
[9 略]	[略]	[略]

【注1～33 略】

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1) 2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の構内無線局の無線設備

【(2)～(6) 略】

35 次に掲げる送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。また、一の単位チャネルを使用するものは、注34(6)によることのできる。）の無線設備 20（

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
[1～7 同左]	[同左]	[同左]
8 2,450MHzを超え10,500MHz以下	[1 同左]	[同左]
	2 陸上局及び移動局（注20、31、34、36、47、57）	[同左]
	[3～7 同左]	[同左]
[9 同左]	[同左]	[同左]

【注1～33 同左】

34 【同左】

(1) 2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備

【(2)～(6) 同左】

35 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。また、一の単位チャネルを使用するものは、注34(6)によることのできる。）の無線設備 20（10⁻⁶）

10⁻⁶)

② 2.4GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局の無線設備 50 (10⁻⁶)

③ 5.7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局の無線設備 20 (10⁻⁶)

〔36～57 略〕

別表第二号 (第6条関係)

〔第1～第7 略〕

第8 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、1.215MHzを超え1.260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は2.425MHzを超え2.475MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の構内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔1～3 略〕

〔第9～第78 略〕

別表第三号 (第7条関係)

〔1～23 略〕

24 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局、920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局 (916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。)又は2.4GHz帯若しくは5.7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は移動体識別用の陸上移動局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100KHzの帯域幅における平均電力が-36dB (1mWを0dBとする。以下この表及び②)から⑥までの表において同じ。)以下の値
〔略〕	〔略〕

〔注 略〕

〔36～57 同左〕

別表第二号 (第6条関係)

〔第1～第7 同左〕

第8 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局又は1.215MHzを超え1.260MHz以下若しくは2.425MHzを超え2.475MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔1～3 同左〕

〔第9～第78 同左〕

別表第三号 (第7条関係)

〔1～23 略〕

24 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは移動体識別用の陸上移動局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局 (916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く。)の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は移動体識別用の陸上移動局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
〔同左〕	任意の100KHzの帯域幅における平均電力が-36dB (1mWを0dBとする。以下この表並びに②)及び③の表において同じ。)以下の値
〔同左〕	〔同左〕

〔注 同左〕

〔2〕・(3) 略〕

4) 2.4GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
(fc-10) MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力がー34.2dB以下の値
(fc-10) MHz以上 (fc+10) MHz以下 (中心周波数からの離調が1MHz以下を除く。)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値
(fc+10) MHzを超えるもの	21-50 (Δf-0.064) /9dB 任意の1MHzの帯域幅における平均電力がー34.2dB以下の値

注 Δfは、中心周波数から測定帯域の中心までの差の周波数(単位MHz)とする。

5) 5.7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局 (6)に規定するものを除く。)

周波数帯	不要発射の強度の許容値
(fc-350) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力がー48dB以下の値
(fc-350) MHzを超え (fc-200) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力がー46dB以下の値
(fc-200) MHzを超え (fc-80) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力がー38dB以下の値
(fc-80) MHzを超え (fc-10) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力がー24dB以下の値
(fc-10) MHzを超え (fc-2) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力がー14dB以下の値
(fc-2) MHzを超え (fc+2) MHz以下 (中心周波数からの離調が50kHz以下を除く。)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が8dB以下の値
(fc+2) MHzを超え (fc+10) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力がー14dB以下の値
(fc+10) MHzを超え (fc+80) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力がー24dB以下の値
(fc+80) MHzを超え (fc+900) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力がー38dB以下の値
(fc+900) MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力がー48dB以下の値

6) 5.7GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用の構内無線局 (受電装置に限る。)

〔2〕・(3) 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

周波数帯	不要発射の強度の許容値
(fc-80) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-66dB以下の値
(fc-80) MHzを超え (fc-10) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-62dB以下の値
(fc-10) MHzを超え (fc-2) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-48dB以下の値
(fc-2) MHzを超え (fc+2) MHz以下 (中心周波数からの離調が50kHz以下を除く。)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-36dB以下の値
(fc+2) MHzを超え (fc+10) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-48dB以下の値
(fc+10) MHzを超え (fc+80) MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-62dB以下の値
(fc+80) MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-66dB以下の値

[25・26 略]

27 2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の構内無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるもの不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[表略]

[28～70 略]

[25・26 同左]

27 2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるもの不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[表同左]

[28～70 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕五 略</p> <p>六 設備規則第四十九条の九第一号から第三号までにおいてその無線設備の条件が定められている構内無線局又は同規則第四十九条の三十四第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（次号から第六号の三までに掲げるものを除く。）</p> <p>〔六の二 略〕</p> <p>六の二の二 設備規則第四十九条の九第一号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局（同号二ただし書に該当するものうち、同号二に規定する総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置を備え付けているものに限る。）に使用するための無線設備</p> <p>〔六の三〕七十七 略</p> <p>〔2 略〕</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>〔1〕・〔2〕 略</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〕五 同上</p> <p>六 設備規則第四十九条の九においてその無線設備の条件が定められている構内無線局又は同規則第四十九条の三十四第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（次号及び第六号の三）に掲げるものを除く。）</p> <p>〔六の二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔六の三〕七十七 同上</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>別表第一号 〔同上〕</p> <p>〔1〕 同上</p> <p>〔1〕・〔2〕 同上</p> <p>(3) 〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p>
--	--

エ ン レ	係 衝 変 調 度	は 位 数 周 移 数 周	度 電 入 射	収 率 比 吸	力 線 空	強 射 要 は
発 振 器	プ ス コ ー オ シ ロ 発 振 器	度 計 は 変 調 器 又 直 線 検 波 器	器 度 測 定 電 界 強	装 置 率 測 定 比 吸 收	分 析 器 ク ト ル は ス ベ 定 器 又 強 度 測 、 電 力 計	分 析 器 ク ト ル は ス ベ

					○	
					○	

エ ン レ	係 衝 変 調 度	は 位 数 周 移 数 周	度 電 入 射	収 率 比 吸	力 線 空	強 射 要 は
発 振 器	プ ス コ ー オ シ ロ 発 振 器	度 計 は 変 調 器 又 直 線 検 波 器	器 度 測 定 電 界 強	装 置 率 測 定 比 吸 收	分 析 器 ク ト ル は ス ベ 定 器 又 強 度 測 、 電 力 計	分 析 器 ク ト ル は ス ベ

					○	
--	--	--	--	--	---	--

時間送信	時間	が	ち	信	び	間	り	上	立	送	音	び	歪	総	性	数	周	総	力	波	搬	特性	シ	フ
		り	下	立	送	及	時	が	ち	信	音	雑	及	合	特	波	合	電	送	送	ス	フ	ア	
スコ	オシ	発	低		析	トル	ス	プ	ス	オ	音	歪	波	直	発	低		析	トル	ス	発	低	波	直
コー	シロ	振	周		器	分	ペ	又	コ	シ	計	率	器	線	振	周		器	分	ペ	振	周	器	線
		器	波				ク	は	ー	ロ	雑	雑	検	器	器	波		器	器	ク	器	波	器	検

時間送信	時間	が	ち	信	び	間	り	上	立	送	音	び	歪	総	性	数	周	総	力	波	搬	特性	シ	フ
		り	下	立	送	及	時	が	ち	信	音	雑	及	合	特	波	合	電	送	送	ス	フ	ア	
スコ	オシ	発	低		析	トル	ス	プ	ス	オ	音	歪	波	直	発	低		析	トル	ス	発	低	波	直
コー	シロ	振	周		器	分	ペ	又	コ	シ	計	率	器	線	振	周		器	分	ペ	振	周	器	線
		器	波				ク	は	ー	ロ	雑	雑	検	器	器	波		器	器	ク	器	波	器	検

隣接チャネル選択度	スレスレス・アプ ンス	減衰量	通過帯幅	感度
低周波発振器標準番号レベル	音計歪率計又はレベル器号標準番号	計レベル計周波数器号標準番号	計レベル計周波数器号標準番号	音計歪率計又はレベル器号標準番号

隣接チャネル選択度	スレスレス・アプ ンス	減衰量	通過帯幅	感度
低周波発振器標準番号レベル	音計歪率計又はレベル器号標準番号	計レベル計周波数器号標準番号	計レベル計周波数器号標準番号	音計歪率計又はレベル器号標準番号

〔注1〕
23
略

音 び 歪 総 雑 及 合	特 性 シ フ エ デ ス ア ン イ	動 数 周 器 発 局 変 波 の 振 部	特 性 変 相 性 調 互	効 果 抑 感 果 圧 度	
音 歪 器 号 標 計 率 雑 生 信	波 器 直 発 低 器 線 振 周 檢 器 波	計 周 波 数	音 歪 計 レ 器 号 標 計 率 雑 又 は ル 器 号 生 信	計 レ 器 号 標 レ ベ ル 生 信	プ ス コ ー オ シ ロ 計 又 は

〔注1〕
23
同上

音 び 歪 総 雑 及 合	特 性 シ フ エ デ ス ア ン イ	動 数 周 器 発 局 変 波 の 振 部	特 性 変 相 性 調 互	効 果 抑 感 果 圧 度	
音 歪 器 号 標 計 率 雑 生 信	波 器 直 発 低 器 線 振 周 檢 器 波	計 周 波 数	音 歪 計 レ 器 号 標 計 率 雑 又 は ル 器 号 生 信	計 レ 器 号 標 レ ベ ル 生 信	プ ス コ ー オ シ ロ 計 又 は

【ヤ・ハ 望】

【11・川 望】

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

【様式略】

注1 1の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第1項第6号に掲げる無線設備であつて916.7MHz以上920.9MHz以下若しくは2.450MHz帯の周波数の電波を使用するもの又は同項第6号の2若しくは第6号の2の2に掲げる無線設備については記載を要しない。

【(1)～(3) 略】

【注2～11 略】

12 7の欄は、次によること。

【(1) 略】

(2) 第2条第1項第6号から同項第6号の2の2までに掲げる無線設備の場合にあつては、その用途を併せて記載すること。

【(3)・(4) 略】

【第二～第六 略】

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

【様式略】

【注1～3 略】

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

【ヤ・ハ 望+】

【11・川 望+】

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

【様式同左】

注1 1の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第1項第6号に掲げる無線設備であつて、916.7MHz以上920.9MHz以下又は2.450MHz帯の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

【(1)～(3) 同左】

【注2～11 同左】

12 7の欄は、次によること。

【(1) 略】

(2) 第2条第1項第6号に掲げる無線設備の場合にあつては、その用途を併せて記載すること。

【(3)・(4) 同左】

【第二～第六 同左】

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

【同左】

【様式同左】

【注1～3 同左】

4 【同左】

特定無線設備の種類別	記号
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第6号の2に掲げる無線設備	B S
第2条第1項第6号の2の2に掲げる無線設備	Z S
〔略〕	〔略〕

〔5 略〕

特定無線設備の種類別	記号
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第6号の2に掲げる無線設備	B S
〔同左〕	〔同左〕

〔5 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に登録を受けている第一条の規定による改正前の電波法施行規則第十六条第二号に規定する無線局の無線設備については、第一条の規定による改正後の電波法施行規則第十条第二号に規定する無線局の無線設備として登録を受けたものとみなす。

3 この省令の施行の際現に免許、予備免許若しくは登録を受け、又は免許若しくは登録を申請している第二条の規定による改正前の無線設備規則（次項において「旧設備規則」という。）第四十九条の九に規定する無線局の無線設備の条件については、第二条の規定による改正後の無線設備規則（次項において「新設備規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4 この省令の施行の日前に受けた電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）により表示が付された旧設備規則第四十九条の九に規定する無線局の無線設備については、新設備規則第四十九条の九に規定する条件に適合するものとして当該表示が付されたものとみなす。

5 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「旧証明規則」という。）第二条第一項第六号の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けている無線設備は、第三条の規定による改正後の証明規則（以下「新証明規則」という。）第二条第一項第六号の無線設備に係る技術基準適合証明等を受ける無線設備とみなす。

6 この省令の施行の際現にされている旧証明規則第二条第一項第六号の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。新証明規則第二条第一項第六号の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。